

第 8 0 期 事 業 の ご 報 告

平成 2 0 年 1 0 月 1 日 から
平成 2 1 年 3 月 3 1 日 まで

株式会社 商工組合中央金庫

第80期事業のご報告目次

	頁
○第80期事業報告	1
1. 当金庫の現況に関する事項	1
2. 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項	12
3. 社外役員に関する事項	14
4. 当金庫の株式に関する事項	16
5. 会計監査人に関する事項	17
6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	18
7. 業務の適正を確保する体制	18
8. 会計参与に関する事項	20
9. その他	20
○計算書類	22
1. 第80期末(平成21年3月31日現在)貸借対照表	22
2. 第80期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで) 損益計算書	23
3. 第80期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで) 株主資本等変動計算書	24
4. 個別注記表	27
5. 第80期末(平成21年3月31日現在)連結貸借対照表	36
6. 第80期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで) 連結損益計算書	37
7. 第80期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書	38
8. 連結注記表	40
○第80期附属明細書	50
○会計監査人監査報告書謄本	54
○監査役会監査報告書謄本	56

第80期 $\left(\begin{array}{l} \text{平成20年10月1日から} \\ \text{平成21年3月31日まで} \end{array} \right)$ 事業報告

1 当金庫の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

[主要な事業内容]

当金庫は、中小企業金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とした金融機関として、貸出業務、預金業務、債券業務、為替業務、資金証券業務及び国際業務等を行っております。

[金融経済環境]

平成20年度下期のわが国経済をみますと、世界的な金融危機の拡大に伴い、景気は急激に悪化しました。輸出は海外経済が急速に悪化し、極めて大幅な減少となりました。設備投資も企業収益の悪化に資金調達難や先行き不透明感が加わり、大幅な減少となりました。雇用環境の急速な悪化や株価の下落などの悪影響を受け、個人消費も減少しました。これらを受け、鉱工業生産は未曾有の大幅な減少となりました。

中小企業についてみますと、景況は業種・地域の区別なくかつてない厳しさとなりました。当金庫の「中小企業月次景況観測」の景況判断指数は過去最低値を大きく更新し、在庫・雇用・設備の過剰感も急速に高まりました。こうした状況から、中小企業の資金繰りは極めて厳しいものとなり、倒産件数は大幅に増加しました。

金融面につきましては、長期金利（新発10年国債利回り）は景気後退の深刻化に連れて低下し、年度末にかけ1.3%前後で推移しました。短期金融市場では、日本銀行が10月から12月にかけて7年ぶりに利下げを行い、政策金利を0.5%から0.1%へ引き下げ、無担保コール翌日物金利は0.1%近傍へ低下しました。一方、TIBORは信用リスクの拡大等から政策金利との金利差が拡大した状況が続きました。

日経平均株価は、金融危機の深刻化、実体経済の悪化から、3月初旬には終値でバブル後最安値を更新しました。円／ドル相場は、3月にかけて1ドル＝90円台後半とやや円安に戻りましたが、一時1ドル＝80円台まで円高が進行しました。

[事業の経過及び成果]

こうした金融経済環境の中、平成19年5月に成立した株式会社商工組合中央金庫法により、当金庫は平成20年10月に特殊会社（特別の法律に基づく株式会社）に移行しました。

株式会社化後も「中小企業組合と中小企業の皆さまの成長に貢献する」という使命の実現に向け、第一次中期経営計画をスタートさせ、①中小企業の企業価値向上、②資金調達基盤の拡充、③健全な経営基盤の構築、④内部態勢整備の4つの戦略体系の

下で各種施策に積極的に取り組みました。

「中小企業の企業価値向上」については、中小企業を巡る金融経済環境が悪化する中、組織を挙げてセーフティネット機能の発揮に万全の対応を図りました。特に、平成 20 年 10 月には政府による危機時認定が発動され、中小企業に対する唯一法定された指定金融機関として危機対応業務に全力で取り組み、平成 21 年 1 月 30 日から補正予算で拡充された危機対応業務にかかる融資枠を最大限活用することで、平成 21 年 3 月末までの危機対応融資の実績は 5,881 件、3,825 億円となりました。また、お客さまの経営上の課題や社会的課題への対応を目的とした総合支援策等を活用し、多様化する経営ニーズに対し質の高いソリューションを提供する等、経営課題の解決に向け積極的にサポートを行いました。中でも事業承継支援貸付や海外現地法人に対する直接保証等、株式会社化を機に新たに措置された機能については、お客さまのニーズに応じたより高度な提案ができるよう取り組みを強化しました。

「資金調達基盤の拡充」については、従来預金取引資格に制限が設けられていましたが、株式会社化を機にどなたからでも預金の受入が可能になりましたので、個人のお客さま向けに、従来からご愛顧いただいている債券の他に、スーパー定期、大口定期、新型定期預金マイハーベストといった預金商品をラインナップに加えるととともに、平成 20 年 12 月には債券総合口座に定期預金を組み込むことができるようにする等、品揃えの拡充やインフラの整備に積極的に取り組みました。

「健全な経営基盤の構築」については、TV会議システムの全店導入や各種事務合理化など業務の効率化に積極的に取り組むとともに、経費の削減にも不断に取り組みました。

「内部管理態勢整備」については、これまで以上にお客さま満足度を高め、社会やお客さまの信頼をより強固なものにしていくため、引き続き研修等を通じたコンプライアンスの徹底に取り組むとともに、IR活動や対外広報を積極的に行うなどステークホルダーの皆さまとのコミュニケーションの一層の向上に努めました。

このような活動に取り組んでまいりましたが、当期の業績につきましては、景気悪化に伴う与信費用が当初想定を大幅に上回る推移となったことなどにより、62 億円の経常損失を計上するに至りました。

（預金）

預金は、定期預金残高が増加したことなどから、期末残高は前期末比 3,904 億円増加し、3 兆 1,125 億円となりました。

（債券）

債券は、割引債や 5 年募集債の残高が減少した結果、期末残高は前期末比 2,147 億円減少し、6 兆 4,057 億円となりました。

（貸出金）

貸出金は、セーフティネット機能を発揮し、お取引先の資金調達ニーズに対応した結果、期末残高は前期末比 2,290 億円増加し、9 兆 1,612 億円となりました。

（特定取引資産・特定取引負債）

特定取引資産は、期末残高は前期末比 74 億円増加し、193 億円となりました。

特定取引負債は、期末残高は前期末比 68 億円増加し、137 億円となりました。

(有価証券)

有価証券は、投資環境や市場動向を注視しつつ、国内債券中心に運用を行った結果、期末残高は前期末比 874 億円増加し、1 兆 5,609 億円となりました。

(総資産)

総資産は、前期末比 3,438 億円増加し、10 兆 8,819 億円となりました。

(内国為替取扱高)

内国為替取扱高は、前期比 2,680 億円増加し、11 兆 9,916 億円となりました。

(外国為替取扱高)

外国為替取扱高は、世界的に貿易量が減少した結果、前期比 336 百万ドル減少し、22 億 26 百万ドルとなりました。

(損益)

経常収益は、有価証券売却益等の計上により、その他業務収益及びその他経常収益が増加したことなどから、前期比 50 億円増加し、1,104 億円となりました。一方、経常費用は、景気悪化に伴い貸倒引当金繰入額などその他経常費用が増加した結果、前期比 69 億円増加し、1,167 億円となりました。

以上により、経常損失は前期比 19 億円増加し 62 億円となり、当期純損益は前期比 65 億円減少し 37 億円の損失となりました。

(自己株式の取得)

八重洲緑関連事業協同組合が当金庫の子会社等となったため、平成 20 年 10 月 1 日開催の取締役会において、八重洲緑関連事業協同組合から自己株式 9,385 千株を取得することを決議し、平成 20 年 10 月 30 日に買い受けました。

[対処すべき課題]

平成 21 年 3 月期は、前述のとおり、中小企業を巡る金融経済環境が急速に悪化する中、当金庫はセーフティネット機能の発揮に全力をあげて取り組みました。特に、危機対応業務に全力で取り組むことで、年度末の中小企業金融の円滑化に大きく貢献することができました。その結果、減少傾向にあった貸出残高は 10 年ぶりに増加に転じましたが、景気悪化に伴う与信費用が当初想定を大幅に上回る推移となったことなどにより、経常損失を計上するに至りました。

引き続き厳しい金融経済環境が続くことが予想される中、セーフティネット機能の発揮への中小企業の皆さまからの期待はかつてないほど高まっており、当金庫としては、平成 21 年度もセーフティネット機能の発揮を最重要事項とし、政府による財政措置を最大限に活用の上、危機対応業務を主体にその機能の発揮に万全を期してまいります。セーフティネット機能の発揮に際しては、引き続き、長期的な視点に基づいた安定的なスタンスを堅持し、これまで培ってきた目利き機能を存分に発揮するとともに、厳しい環境にあるお取引先の立場に立って、懇切・丁寧かつ迅速な対応に最大限努めてまいります。

また、資金面の支援に留まることなく、お取引先が抱える経営課題の解決に向け、当金庫グループの総合金融機能を発揮し、質の高いソリューションを提供する等、全力でサポートしてまいります。

さらに、経営改善が必要なお取引先に対しては経営改善計画の策定や実行の支援をこれまで以上に強化するほか、DDSやDES等多様な金融手法を活用した再生支援にも積極的に取り組む等、お取引先の財務改善など企業価値向上に努め、あわせて当金庫の資産の健全化に努めてまいります。

加えて、引き続き中小企業の皆さまに良質な資金供給を果たしていくため、個人・法人預金を主体に資金調達の基盤拡充に向けた取組みを一層強化していくとともに、限られた経営資源を最大限有効に活用する観点から、業務の効率化、経費の削減など一層の経営合理化に不断に取り組んでまいります。

これら諸課題への取組みを強化することによって、使命である中小企業組合と中小企業の皆さまの成長と企業価値向上に貢献するとともに、当金庫自らの健全な経営基盤の構築と収益力の向上へ繋げてまいります。

株主の皆さまにおかれましても、引き続き力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年9月期	平成21年3月期
預 金	25,399	26,550	27,221	31,125
定期性預金	11,920	14,249	14,729	17,887
その他	13,479	12,300	12,491	13,238
債 券	72,289	68,219	66,205	64,057
貸 出 金	93,552	91,149	89,321	91,612
融資対象団体等向け	92,700	90,271	88,347	90,523
融資対象団体等向け以外	852	878	973	1,088
特定取引資産 (トレーディング資産)	88	135	119	193
特定取引負債 (トレーディング負債)	50	91	69	137
有 価 証 券	15,320	14,634	14,735	15,609
国 債	9,316	9,248	9,206	9,547
その他	6,004	5,386	5,528	6,061
総 資 産	109,968	107,229	105,381	108,819
内 国 為 替 取 扱 高	248,963	243,175	117,235	119,916
外 国 為 替 取 扱 高	3,748 百万ドル	4,275 百万ドル	2,562 百万ドル	2,226 百万ドル
経 常 利 益 (又は経常損失)	28,240 百万円	17,252 百万円	△4,330 百万円	△6,290 百万円

当期純利益 (又は当期純損失)	14,269百万円	21,878百万円	2,867百万円	△3,717百万円
1株当たりの当期純利益(又は1株当たりの当期純損失)	2円74銭	4円18銭	54銭	△1円70銭

- 注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. △印は損失を表示しております。
3. 1株当たりの当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数(自己株式数を控除した株式数)で除して算出しております。
4. 当金庫は、株式会社商工組合中央金庫法に基づき、平成20年10月1日、株式会社に転換しましたが、参考として、転換前の財産及び損益の状況を記載しております。
5. 平成20年9月期、平成21年3月期は、いずれも6ヶ月間の数値となっております。

(参考) 連結業績 (単位：億円)

	平成21年3月期
連結経常収益	1,222
連結経常損失	△60
連結当期純損失	△37
連結純資産額	6,851
連結総資産	109,132

- 注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当金庫は、株式会社商工組合中央金庫法に基づき子会社を有することとなり、平成21年3月期より連結計算書類を作成しているため、それ以前については、記載しておりません。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	4,247人	4,369人
平均年齢	41年10月	41年5月
平均勤続年数	19年6月	19年2月
平均給与月額	499千円	489千円

- 注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当金庫は、株式会社商工組合中央金庫法に基づき、平成20年10月1日、転換により株式会社化しましたが、参考として、前年度末(平成20年9月30日)の使用人の状況を記載しております。
3. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載しております。
4. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額で、時間外勤務手当等を

含んでおります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
北海道地区	店 うち出張所 5 (1)	店 うち出張所 4 (-)
東北地区	9 (1)	8 (-)
関東甲信越地区	31 (2)	31 (2)
東海地区	10 (1)	9 (-)
北陸地区	4 (-)	4 (-)
近畿地区	14 (-)	14 (-)
中国地区	10 (1)	9 (-)
四国地区	4 (-)	4 (-)
九州・沖縄地区	12 (1)	12 (1)
国内計	99 (7)	95 (3)
海外計	1 (-)	1 (-)
合計	100 (7)	96 (3)

注1. 該当がない場合は「-」で表示しております。

2. 当金庫は、株式会社商工組合中央金庫法に基づき、平成20年10月1日、株式会社へ転換しましたが、参考として、前年度末（平成20年9月30日）の営業所等の状況を記載しております。
3. 上記の営業所のほか、前年度末には釧路事務所、会津若松事務所、高山事務所、浜田事務所を設置しております。また、駐在員事務所を以下のとおり設置しております。

当 年 度 末	前 年 度 末
2 か 所	2 か 所

ロ 当年度新設営業所

営業所名	所在地
釧路営業所	北海道釧路市大町一丁目1番1号
会津若松営業所	福島県会津若松市南千石町6番地5
高山営業所	岐阜県高山市天満町5番地1
浜田営業所	島根県浜田市殿町124番地2

注. 平成20年10月1日、事務所から営業所（出張所）に移行いたしました。

ハ 代理組合等の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
1 北央信用組合	北海道札幌市中央区南1条西8丁目7番地1	信用協同組合

2	空知商工信用組合	北海道美唄市西2条南2丁目1番1号	信用協同組合
3	札幌中央信用組合	北海道札幌市中央区南2条西2丁目12番地	信用協同組合
4	ウリ信用組合	北海道札幌市中央区大通西12丁目4番70	信用協同組合
5	函館商工信用組合	北海道函館市千歳町9番6号	信用協同組合
6	釧路信用組合	北海道釧路市北大通9丁目2番地	信用協同組合
7	十勝信用組合	北海道帯広市大通南9丁目18・20番地	信用協同組合
8	青森県信用組合	青森県青森市大字浜田字玉川207番1	信用協同組合
9	石巻商工信用組合	宮城県石巻市中央2丁目11番5号	信用協同組合
10	古川信用組合	宮城県大崎市古川十日町7番8号	信用協同組合
11	仙北信用組合	宮城県栗原市若柳字川北中町11番地	信用協同組合
12	秋田県信用組合	秋田県秋田市南通亀の町4番5号	信用協同組合
13	北郡信用組合	山形県村山市楯岡晦日町1番8号	信用協同組合
14	山形第一信用組合	山形県東置賜郡高島町大字高島687番地	信用協同組合
15	山形中央信用組合	山形県長井市本町1丁目3番3号	信用協同組合
16	会津商工信用組合	福島県会津若松市中央1丁目1番30号	信用協同組合
17	福島縣商工信用組合	福島県郡山市堂前町7番7号	信用協同組合
18	いわき信用組合	福島県いわき市小名浜花畑町2番地5	信用協同組合
19	相双信用組合	福島県相馬市中村字大町69番地	信用協同組合
20	茨城県信用組合	茨城県水戸市大町2丁目3番12号	信用協同組合
21	真岡信用組合	栃木県真岡市並木町1丁目13番地1号	信用協同組合
22	那須信用組合	栃木県那須塩原市永田町6番9号	信用協同組合
23	かみつけ信用組合	群馬県高崎市田町125番地	信用協同組合
24	あかぎ信用組合	群馬県前橋市千代田町5丁目17番3号	信用協同組合
25	群馬県信用組合	群馬県安中市原市668番地6	信用協同組合
26	東群馬信用組合	群馬県伊勢崎市境315番地5	信用協同組合
27	埼玉信用組合	埼玉県本庄市児玉町児玉44番地16	信用協同組合
28	熊谷商工信用組合	埼玉県熊谷市本町2丁目57番地	信用協同組合
29	君津信用組合	千葉県木更津市潮見3丁目3番	信用協同組合
30	銚子商工信用組合	千葉県銚子市東芝町1番地15	信用協同組合
31	房総信用組合	千葉県茂原市高師町1丁目10番地5	信用協同組合
32	北部信用組合	東京都台東区雷門2丁目2番10号	信用協同組合
33	共立信用組合	東京都大田区大森西1丁目7番2号	信用協同組合
34	東信用組合	東京都墨田区吾妻橋1丁目5番3号	信用協同組合
35	青和信用組合	東京都葛飾区高砂3丁目12番2号	信用協同組合
36	中ノ郷信用組合	東京都墨田区東駒形4丁目5番4号	信用協同組合
37	第一勸業信用組合	東京都新宿区四谷2丁目13番	信用協同組合
38	東京厚生信用組合	東京都新宿区西新宿6丁目2番18号	信用協同組合
39	江東信用組合	東京都江東区住吉2丁目6番8号	信用協同組合
40	文化産業信用組合	東京都千代田区神田神保町1丁目101番地	信用協同組合

41	全東栄信用組合	東京都千代田区神田小川町3丁目6番1号	信用協同組合
42	大東京信用組合	東京都港区東新橋2丁目6番10号	信用協同組合
43	七島信用組合	東京都大島町元町4丁目1番3号	信用協同組合
44	東浴信用組合	東京都千代田区東神田1丁目10番2号	信用協同組合
45	城北信用組合	東京都文京区小石川1丁目3番11号	信用協同組合
46	中央商銀信用組合	神奈川県横浜市中区蓬莱町2丁目3番地	信用協同組合
47	小田原第一信用組合	神奈川県小田原市栄町2丁目9番35号	信用協同組合
48	半原信用組合	神奈川県愛甲郡愛川町半原4177	信用協同組合
49	神奈川県医師信用組合	神奈川県横浜市中区花咲町2丁目69番地4号	信用協同組合
50	興栄信用組合	新潟県新潟市西区内野町1066番地	信用協同組合
51	新栄信用組合	新潟県新潟市江南区旭2丁目1番2号	信用協同組合
52	三條信用組合	新潟県三条市興野3丁目11番12号	信用協同組合
53	新潟縣信用組合	新潟県新潟市中央区営所通一番町302番地1	信用協同組合
54	協栄信用組合	新潟県燕市東太田6984番地	信用協同組合
55	新潟大栄信用組合	新潟県燕市分水桜町1丁目4番14号	信用協同組合
56	五泉信用組合	新潟県五泉市吉沢2丁目1番30号	信用協同組合
57	巻信用組合	新潟県新潟市西蒲区巻甲4180番地1	信用協同組合
58	両津信用組合	新潟県佐渡市両津夷210番地1	信用協同組合
59	太陽信用組合	新潟県阿賀野市中央町1丁目9番1号	信用協同組合
60	糸魚川信用組合	新潟県糸魚川市南寺町1丁目8番41号	信用協同組合
61	塩沢信用組合	新潟県南魚沼市塩沢1198番地	信用協同組合
62	都留信用組合	山梨県富士吉田市下吉田1729番地	信用協同組合
63	山梨県民信用組合	山梨県甲府市中央1丁目18番6号	信用協同組合
64	長野県信用組合	長野県長野市新田町1103番地1	信用協同組合
65	あすなろ信用組合	長野県松本市元町3丁目4番45号	信用協同組合
66	岐阜商工信用組合	岐阜県岐阜市今沢町17番地	信用協同組合
67	飛驒信用組合	岐阜県高山市本町1丁目2番地	信用協同組合
68	益田信用組合	岐阜県下呂市森690番地1	信用協同組合
69	焼津信用金庫	静岡県焼津市栄町3丁目5番14号	信用金庫
70	静岡信用金庫	静岡県静岡市葵区相生町1番1号	信用金庫
71	静岡信用金庫	静岡県静岡市葵区昭和町2番地1	信用金庫
72	島田信用金庫	静岡県島田市本通3丁目2番1	信用金庫
73	浜松信用金庫	静岡県浜松市中区元城町114番地8	信用金庫
74	遠州信用金庫	静岡県浜松市中区中沢町81番18号	信用金庫
75	磐田信用金庫	静岡県磐田市中泉578番地1	信用金庫
76	掛川信用金庫	静岡県掛川市亀の甲2丁目203番地	信用金庫
77	沼津信用金庫	静岡県沼津市大手町5丁目6番16号	信用金庫
78	三島信用金庫	静岡県三島市芝本町12番3号	信用金庫
79	富士信用金庫	静岡県富士市青島町212番地	信用金庫

80	富士宮信用金庫	静岡県富士宮市元城町 31 番 15 号	信用金庫
81	愛知県中央信用組合	愛知県碧南市中町 5 丁目 77 番地	信用協同組合
82	信用組合愛知商銀	愛知県名古屋市中村区則武 1 丁目 5 番 1 号	信用協同組合
83	イオ信用組合	岐阜県岐阜市加納桜田町 3 丁目 11 番地 2	信用協同組合
84	岡崎信用金庫	愛知県岡崎市菅生町字元菅 41 番地	信用金庫
85	豊橋商工信用組合	愛知県豊橋市駅前大通 3 丁目 55 番地	信用協同組合
86	三河信用組合	愛知県蒲郡市神明町 12 番 20 号	信用協同組合
87	富山県信用組合	富山県富山市大手町 3 番 5 号	信用協同組合
88	金沢中央信用組合	石川県金沢市上近江町 15 番地	信用協同組合
89	石川県医師信用組合	石川県金沢市鞍月東 2 丁目 48 番地	信用協同組合
90	滋賀県信用組合	滋賀県甲賀市水口町八光 2 番 45 号	信用協同組合
91	京都北都信用金庫	京都府宮津市宇鶴賀 2054 番地 1	信用金庫
92	京都信用金庫	京都府京都市下京区四條通柳馬場東入立売東町 7 番地	信用金庫
93	のぞみ信用組合	大阪府大阪市中央区内本町 2 丁目 3 番 5 号	信用協同組合
94	大同信用組合	大阪府大阪市西区北堀江 1 丁目 4 番 3 号	信用協同組合
95	大阪貯蓄信用組合	大阪府大阪市淀川区西三国 1 丁目 21 番 40 号	信用協同組合
96	大阪協栄信用組合	大阪府大阪市北区天神橋 3 丁目 8 番 12 号	信用協同組合
97	成協信用組合	大阪府東大阪市足代南 1 丁目 11 番 9 号	信用協同組合
98	大阪府医師信用組合	大阪府大阪市天王寺区清水谷町 19 番 14 号	信用協同組合
99	兵庫県信用組合	兵庫県神戸市中央区栄町通 3 丁目 4 番 17 号	信用協同組合
100	淡陽信用組合	兵庫県洲本市栄町 1 丁目 3 番 17 号	信用協同組合
101	富士信用組合	兵庫県神戸市中央区北長狭通 4 丁目 4 番 18 号	信用協同組合
102	鳥取信用金庫	鳥取県鳥取市栄町 645 番地	信用金庫
103	倉吉信用金庫	鳥取県倉吉市昭和町 1 丁目 60 番地	信用金庫
104	米子信用金庫	鳥取県米子市東福原 2 丁目 5 番 1 号	信用金庫
105	島根益田信用組合	島根県益田市駅前町 14 番 23 号	信用協同組合
106	島根中央信用金庫	島根県出雲市今市町 252 番地 1	信用金庫
107	笠岡信用組合	岡山県笠岡市笠岡 2388 番地 40	信用協同組合
108	信用組合岡山商銀	岡山県岡山市野田 2 丁目 7 番 9 号	信用協同組合
109	広島県信用組合	広島県広島市中区富士見町 1 番 17 号	信用協同組合
110	広島市信用組合	広島県広島市中区袋町 3 番 17 号	信用協同組合
111	信用組合広島商銀	広島県広島市中区西平塚町 4 番 12 号	信用協同組合
112	朝銀西信用組合	岡山県岡山市駅前町 2 丁目 6 番 19 号	信用協同組合
113	両備信用組合	広島県府中市元町 462 番地 10	信用協同組合
114	備後信用組合	広島県福山市野上町 3 丁目 2 番 3 号	信用協同組合
115	山口県信用組合	山口県山陽小野田市中央 1 丁目 2 番 40 号	信用協同組合
116	徳島信用金庫	徳島県徳島市紺屋町 8 番地	信用金庫
117	阿南信用金庫	徳島県阿南市富岡町トノ町 28 番地 14	信用金庫
118	香川県信用組合	香川県高松市亀井町 9 番地 10	信用協同組合

119	土佐信用組合	高知県土佐市高岡町甲 2137 番地 1	信用協同組合
120	宿毛商銀信用組合	高知県宿毛市小筑紫町小筑紫 267 番地 6	信用協同組合
121	福岡県南部信用組合	福岡県久留米市合川町字十三部 31 番地 3	信用協同組合
122	とびうめ信用組合	福岡県福岡市博多区博多駅東 1 丁目 10 番 1 号	信用協同組合
123	福岡県中央信用組合	福岡県福岡市中央区赤坂 1 丁目 10 番 17 号	信用協同組合
124	九州幸銀信用組合	福岡県福岡市博多区博多駅南 2 丁目 2 番 12 号	信用協同組合
125	佐賀東信用組合	佐賀県佐賀市神野東 2 丁目 3 番 1 号	信用協同組合
126	佐賀西信用組合	佐賀県鹿島市大字高津原 4369 番地 1	信用協同組合
127	佐賀県医師信用組合	佐賀県佐賀市新中町 2 番 15 号	信用協同組合
128	長崎三菱信用組合	長崎県長崎市飽の浦町 5 番 3 号	信用協同組合
129	長崎県医師信用組合	長崎県長崎市茂里町 3 番 27 号	信用協同組合
130	福江信用組合	長崎県五島市中央町 8 番地 15	信用協同組合
131	長崎県民信用組合	長崎県佐世保市下京町 8 番 15 号	信用協同組合
132	佐世保中央信用組合	長崎県佐世保市宮崎町 3 番 18 号	信用協同組合
133	熊本県信用組合	熊本県熊本市紺屋今町 1 番 1 号	信用協同組合
134	大分県信用組合	大分県大分市中島西 2 丁目 4 番 1 号	信用協同組合
135	宮崎県南部信用組合	宮崎県南那珂郡南郷町大字中村乙 8241 番地 2	信用協同組合
136	奄美信用組合	鹿児島県奄美市名瀬幸町 6 番 5 号	信用協同組合
137	鹿児島興業信用組合	鹿児島県鹿児島市東千石町 17 番 11 号	信用協同組合
138	コザ信用金庫	沖縄県沖縄市上地 2 丁目 10 番 1 号	信用金庫
139	株式会社整理回収機構	東京都中野区本町 2 丁目 46 番 1 号	普通銀行
140	株式会社沖縄海邦銀行	沖縄県那覇市久茂地 2 丁目 9 番 12 号	普通銀行
141	全国経済事業協同組合連合会	東京都中央区日本橋茅場町 2 丁目 8 番 4 号	事業協同組合

ニ 株式会社商工組合中央金庫が営む銀行代理業等の状況
該当ございません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,467
---------	-------

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容		金 額
新設	本店及び営業店の看板・サイン類の更改	585
処分	社宅の処分	—

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 処分した設備の処分時の価額は646百万円（簿価357百万円）であります。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	子会社等となった日	資本金	当金庫が有する子会社等の議決権比率(%)	その他
八重洲商工株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	事務代行業務	昭和37年9月8日	平成20年10月30日	90百万円	100.00	—
株式会社商工中金情報システム	東京都東村山市美住町二丁目10番1号	ソフトウェアの開発、計算受託業務	昭和48年12月14日	平成20年10月30日	70百万円	—	—
商工サービス株式会社	東京都中央区京橋三丁目3番2号	福利厚生業務	昭和57年11月25日	平成20年10月30日	32百万円	62.50	—
株式会社日本商工経済研究所	東京都港区芝大門二丁目12番18号	情報サービス、コンサルティング、ベンチャーキャピタル業務	昭和49年12月10日	平成20年10月30日	80百万円	23.08	—
日本商工リース株式会社	東京都台東区上野一丁目10番12号	リース業務	昭和57年10月8日	平成20年10月28日	1,000百万円	100.00	—
商中カード株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	クレジットカード業務	平成3年1月22日	平成20年10月28日	70百万円	100.00	—
八重洲興産株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	不動産管理業務	昭和47年6月22日	平成20年10月1日	50百万円	—	—

注1. 連結対象の子会社等は上記7社であります。

2. 上記各社につきましては、平成20年10月、子会社等としましたが、その理由は以下のとおりです。

- ・八重洲商工株式会社、株式会社商工中金情報システム、商工サービス株式会社、八重洲興産株式会社
当金庫の業務をアウトソーシングすることにより業務執行の効率化を図るため。
- ・株式会社日本商工経済研究所、日本商工リース株式会社、商中カード株式会社
経営相談、コンサルティング、リース、事務合理化等の顧客ニーズに

応えるため。

重要な業務提携の概況

1. 株式会社新生銀行、株式会社あおぞら銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引き出しサービスを行っております。
2. 株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社みずほコーポレート銀行及び株式会社埼玉りそな銀行、ならびに三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社、中央三井信託銀行株式会社及び住友信託銀行株式会社と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引き出しサービスを行っております。
3. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。
4. 地域金融機関との協調融資や情報交換を緊密に行うため、平成21年3月31日現在、363の地方銀行（地方銀行協会加盟行及び第二地方銀行協会加盟行等）、信用金庫及び信用組合と業務協力文書を締結しております。
5. アジア地域に進出される中小企業の皆さまに対し、金融サービス面でのサポートを強化するため、スタンダードチャータード銀行、バンコック銀行（タイ）、交通銀行（中国）と業務提携しております。

(7) 事業譲渡等の状況
該当ございません。

(8) その他現況に関する重要な事項
該当ございません。

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の様況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
関 哲 夫	取締役社長(代表取締役)	—	—
杉 山 秀 二	取締役副社長(代表取締役)	—	—
木 村 幸 俊	取締役副社長(代表取締役) 監査部	—	—
法師人 稔	専務取締役(代表取締役) 秘書室、経営企画部、人事部	—	—
伊 藤 学	取締役常務執行役員(審査本部長) 審査本部	—	—
安 倍 保	取締役常務執行役員	—	—

	業務推進部、資産サポート部		
山本和茂	取締役常務執行役員 管理部、システム部、事務総合部、 市場業務室	—	—
新保昌義	取締役常務執行役員 統合リスク管理部、与信統括部	—	—
野村清二	取締役常務執行役員 国際部、ソリューション事業部、 市場営業部	—	—
小川秀樹	取締役常務執行役員 総務部、調査部	—	—
森 英雄	取締役常務執行役員 広報部、資金証券部、組織金融部	—	—
山口信夫	取締役(社外取締役)	旭化成株式会社 代表取締役会長 アサヒビール株式会社取締役(社外取締役) 日本テレビ放送網株式会社取締役(社外取締役) 日本商工会議所 名誉会頭 東京商工会議所 名誉会頭	—
白須光美	常勤監査役(社外監査役)	—	—
園田邦一	常勤監査役	—	—
大橋 清	監査役	—	—
多比羅 誠	監査役(社外監査役)	ひいらぎ総合法律事務所弁護士 グローウェルホールディングス株式会社 監査役(社外監査役)	—

注. 当金庫は、執行役員制度を採用しており、取締役会において、業務を行う取締役として、常務執行役員を選任しております。

(2) 会社役員に対する報酬等 (単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	12人	121 (うち報酬以外の金額 13)
監査役	4人	24 (うち報酬以外の金額 2)
計	16人	146 (うち報酬以外の金額 15)

注1. 株主総会で定められた会社役員に対する報酬限度額は、取締役については月額20百万円以内、監査役については月額5百万円以内であります。

2. 取締役の「報酬等」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額13百万円を含めております。また、監査役の「報酬等」には、報酬のほか、役員退職慰労

引当金繰入額 2 百万円を含めております。

3. 当金庫は委員会設置会社ではありませんが、取締役会の諮問を受け、取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金に係る事項等を審議する機関として報酬委員会を設置しております。取締役及び監査役が受ける個人の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針について、同委員会の答申を受け、取締役の報酬については取締役会の決議により、また監査役の報酬については監査役の協議により、以下のとおり定めております。

①報酬

支給月額	取締役社長	1,959,872 円 (1,211,000 円)
	取締役副社長	1,785,086 円 (1,103,000 円)
	専務取締役	1,644,285 円 (1,016,000 円)
	取締役 (常勤)	1,503,485 円 (929,000 円)
	監査役 (常勤)	1,428,311 円 (882,550 円)

※ 1. 当該「支給月額」を報酬として支給し、その他賞与等の支給はありません。

2. () 内は、支給月額のうち、「退職慰労金算定の基準となる報酬月額」を記載しております。

②退職慰労金

退職の日における「退職慰労金算定の基準となる報酬月額」

× 0.125 × 在籍期間 (月数) × 業績勘案率※

※業績勘案率については報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役については取締役会の決議により、また監査役については監査役の協議により、0.0～2.0 の範囲内で決定します。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼任その他の状況

氏名	兼任その他の状況	
山口 信夫	旭化成株式会社	代表取締役会長
	アサヒビール株式会社	取締役 (社外取締役)
	日本テレビ放送網株式会社	取締役 (社外取締役)
	日本商工会議所	名誉会頭
	東京商工会議所	名誉会頭
白須 光美	該当ありません。	
多比羅 誠	ひいらぎ総合法律事務所	弁護士
	グローウェルホールディングス株式会社	監査役 (社外監査役)

- 注1. 当金庫と旭化成株式会社、アサヒビール株式会社及び日本テレビ放送網株式会社の間には特別な関係はありません。
2. 当金庫は、日本商工会議所と覚書を締結し、各地商工会議所と連携した提携ローンの取扱いや地域再生・活性化にかかる情報交換等を行っております。
3. 当金庫とひいらぎ総合法律事務所及びグローウェルホールディングス株式会社との間には特別な関係はありません。

(2) 社外役員の名な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
山口 信夫	6ヶ月	当期開催の取締役会10回のうち7回に出席しております。	必要に応じ、経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、意見交換等を行っております。
白須 光美	6ヶ月	当期開催の取締役会10回のうち10回に出席しております。 当期開催の監査役会10回のうち10回に出席しております。	必要に応じ、主に監査分野における豊富な経験と見識に基づき、発言を行っております。
多比羅 誠	6ヶ月	当期開催の取締役会10回のうち10回に出席しております。 当期開催の監査役会10回のうち10回に出席しております。	必要に応じ、主に監査分野における豊富な経験と見識に基づき、発言を行っております。

注. 「取締役会への出席状況」と「取締役会における発言その他の活動状況」には、監査役会への出席状況と監査役会における発言その他の活動状況を含めて記載しております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
山口 信夫	在任中、その任務を怠ったことにより当金庫に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その余の金額については当金庫に対して責任を負わないものとします。
多比羅 誠	

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	株式会社商工組合中央金庫からの報酬等	株式会社商工組合中央金庫の子会社等からの報酬等
報酬等の合計	3人	13 (うち報酬以外の金額1)	該当ございません。

中小企業団体の構成員	313,562	14.40
その他	3	0.00

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記のほか自己株式 9,441 千株があります。持株比率は、自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位 百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
あらた監査法人 指定社員 業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴司 指定社員 業務執行社員 公認会計士 大木 一昭 指定社員 業務執行社員 公認会計士 小林 尚明	62	会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 ・ 民営化に係るアドバイザー業務

注. 当金庫、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は71百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当金庫は、会社法第340条に基づき監査役会において会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等の場合には、監査役会の同意または請求に基づき、会計監査人の解任又は不再任を目的とする議題を株主総会に提出いたします。

ロ 会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

会社法第459条第1項の規定による定款の定めはありません。

ハ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、株式会社商工組合中央金庫の会計監査人以外の公認会計士(公認会計士法第16条の2第5項に規定す

る外国公認会計士を含む。)又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)が、株式会社商工組合中央金庫の重要な子法人等の計算関係書類(これに相当するものを含む。)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)をしているときは、その事実
該当ございません。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

7 業務の適正を確保する体制

当金庫は、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役会は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、各種内部規程及びコンプライアンス・ハンドブックを制定・周知することにより、役職員が法令等を遵守する体制を整備する。

ロ. コンプライアンスの企画、推進及び管理に係る審議・検討を行う会議並びに統括部署としてコンプライアンス統括室を設置するとともに、全部室店にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を設置する。

ハ. 取締役会は、コンプライアンス統括室に、年度ごとに、研修の実施などコンプライアンスに係る具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定させ、定期的に実践状況を確認する。

ニ. コンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制を整備する。また、社内及び社外に内部通報窓口を設置し、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制を整備する。

ホ. 執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。

ヘ. 反社会的勢力の不当な介入を排除するための方針を制定・周知し、反社会的勢力を断固排除するための体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役会議事録など、取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び内部規程に基づき保存・管理を行う。

ロ． 監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ． 取締役会は、業務遂行上認識すべきリスクを定義し、「リスク管理規程」及びリスク種類毎の管理方針を制定・周知するとともに、リスク種類毎及び統合リスクの管理部署を定めるなど、リスクを的確に把握し、管理するための体制を整備する。
- ロ． 取締役会及び経営会議等は、全体のリスク及び個別のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。
- ハ． 執行部門から独立した内部監査部署は、リスク管理の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ． 取締役会を別途定める規則に従って定例開催するほか、取締役会から一定の権限の委譲を受けた経営会議を設置する。経営会議は、取締役会から授権された事項について決定するほか、取締役会への付議事項を事前に検討する。また、経営会議へ付議する事項を審議する各種会議を設置する。
- ロ． 取締役会は、中期経営計画並びに単年度の経営計画、業務計画及び予算を策定し、効率的な職務執行を行う。
- ハ． 取締役の職務の執行を効率的に行うため、職制、分掌業務及び職務の権限に係る内部規程を制定し、職務執行を分担する。
- ニ． 中小企業組合及び中小企業により構成される経営諮問委員会を設置し、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映させる仕組みを構築する。

(5) 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ． 取締役会は、当会社及び子会社等の業務の適正を確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、子会社等の業務運営を適切に管理するための規程を制定・周知する。
- ロ． 取締役会は、子会社等を統括して管理する部署（以下「統括部署」という。）及び子会社等ごとに担当部署（以下「担当部署」という。）を設置し、コンプライアンス、リスク管理及び顧客保護の観点から子会社等の業務運営を適切に管理する。
- ハ． 統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け、子会社等の実態把握及び指導を行い、子会社等の業務運営状況等を定期的に取り締り会及び経営会議に報告する。
- ニ． 執行部門から独立した内部監査部署は、子会社等の監査を行い、監査結果等について取締役会に報告する。
- ホ． 当会社と子会社等との間で取引を行うに当たって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の条件により取引を行う。

(6) 当会社及び子会社からなる企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制

財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を

確保するため、財務報告プロセスの整備、内部統制の文書化、財務報告プロセスに係る内部監査など、適切な内部統制を構築する。

- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - イ. 監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した使用人（監査役付）を配置する。
 - ロ. 監査役付は、取締役の指揮命令を受けないものとし、監査役付の人事・処遇関係については、監査役と事前に協議する。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - イ. 取締役及び使用人は、当会社の重要な決定事項、子会社に係る重要な事項その他当会社に重要な影響を及ぼす情報について監査役へ報告を行う。
 - ロ. 取締役及び使用人は、監査役が報告を求める事項の報告を行う。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 代表取締役、内部監査部門及び会計監査人は、監査役と定期的に意見交換を行う。
 - ロ. 取締役及び使用人は、監査役による監査の実施に協力する。
 - ハ. 監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程を制定し、同規程に基づき監査を実施する。
 - ニ. 監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。

8 会計参与に関する事項

会計参与を設置していません。

9 その他

該当ございません。

第80期末(平成21年3月31日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	93,013	預 金	3,112,571
現 金	25,429	当 座 預 金	477,010
預 け 金	67,583	普 通 預 金	681,757
コールローン	4,205	通 知 預 金	97,172
買入金銭債権	31,752	定 期 預 金	1,788,750
特定取引資産	19,393	そ の 他 の 預 金	67,880
商品有価証券	129	譲 渡 性 預 金	49,760
特定金融派生商品	19,264	債 券 発 行 高	6,405,711
有 価 証 券	1,560,935	借 券 発 行 高	6,405,711
国 債	954,756	コ ー ル マ ネ ー	4,207
地 方 債	75,014	特 定 取 引 負 債	13,771
社 債	475,840	特 定 金 融 派 生 商 品	13,771
株 式	25,029	借 用 金	249,862
そ の 他 の 証 券	30,294	借 入 金	249,862
貸 出 金	9,161,235	外 国 為 替	28
割 引 手 形	402,215	外 国 他 店 預 り	0
手 形 貸 付	671,936	外 国 他 店 借	2
証 書 貸 付	6,702,421	売 渡 外 国 為 替	22
当 座 貸 付	1,384,662	未 払 外 国 為 替	3
外 国 為 替	7,006	そ の 他 負 債	262,919
外 国 他 店 預 け	3,719	未 決 済 為 替 借	0
買 入 外 国 為 替	804	未 払 法 人 税 等	508
取 立 外 国 為 替	2,482	未 払 費 用	22,651
そ の 他 資 産	32,300	未 前 受 収 益	17,239
未 決 済 為 替 貸	2	従 業 員 預 り 金	7,655
未 前 払 費 用	119	金 融 派 生 商 品	334
未 収 収 益	6,997	リ ー ス 債 務	2,302
金 融 派 生 商 品	2,082	未 払 債 券 元 金	208,937
そ の 他 の 資 産	23,098	そ の 他 の 負 債	3,289
有 形 固 定 資 産	43,737	賞 与 引 当 金	4,370
建 物	16,052	退 職 給 付 引 当 金	19,873
土 地	24,283	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	15
リ ー ス 資 産	2,253	睡 眠 債 券 払 戻 損 失 引 当 金	3,471
建 設 仮 勘 定	2	支 払 承 諾	74,089
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,145	支 払 承 諾	70,568
無 形 固 定 資 産	6,816	代 理 貸 付 保 証	3,520
ソ フ ト ウ ェ ア	5,478	負債の部合計	10,200,652
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1,337	(純資産の部)	
繰 延 税 金 資 産	82,505	資 本 金	218,653
支 払 承 諾 見 返	74,089	特 別 準 備 金	400,811
支 払 承 諾 見 返	70,568	資 本 剰 余 金	0
代 理 貸 付 保 証 見 返	3,520	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
貸 倒 引 当 金	Δ235,015	利 益 剰 余 金	66,135
		利 益 準 備 金	13,865
		そ の 他 利 益 剰 余 金	52,270
		特 別 積 立 金	51,470
		繰 越 利 益 剰 余 金	799
		自 己 株 式	Δ945
		株 主 資 本 合 計	684,654
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	Δ3,759
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	429
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	Δ3,329
		純 資 産 の 部 合 計	681,324
資産の部合計	10,881,977	負債及び純資産の部合計	10,881,977

第80期

〔平成20年10月 1日から
平成21年3月31日まで〕

損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経	常 資 金	93,302	110,448
	運 用 益	83,950	
	有 価 証 券	7,746	
	預 入 手 金	75	
	引 当 金	1	
	受 取 金	88	
	引 取 金	1,439	
	特 定 取 引 受 取 商 品	5,221	
	特 定 取 引 受 取 商 品	821	
	特 定 取 引 受 取 商 品	4,399	
	特 定 取 引 受 取 商 品	2,425	
	特 定 取 引 受 取 商 品	2	
	特 定 取 引 受 取 商 品	2,423	
	特 定 取 引 受 取 商 品	5,153	
	特 定 取 引 受 取 商 品	410	
	特 定 取 引 受 取 商 品	4,742	
	特 定 取 引 受 取 商 品	4,345	
	特 定 取 引 受 取 商 品	131	
	特 定 取 引 受 取 商 品	4,213	
経	常 資 金	34,637	116,739
	運 用 益	4,366	
	有 価 証 券	98	
	預 入 手 金	29,149	
	引 当 金	123	
	受 取 金	33	
	引 取 金	31	
	引 取 金	729	
	引 取 金	105	
	引 取 金	350	
	引 取 金	175	
	引 取 金	175	
	引 取 金	2	
	引 取 金	2	
	引 取 金	962	
	引 取 金	533	
	引 取 金	58	
	引 取 金	245	
	引 取 金	124	
	引 取 金	39,220	
	引 取 金	41,566	
	引 取 金	37,535	
	引 取 金	319	
	引 取 金	32	
	引 取 金	596	
	引 取 金	3,082	
経 特	常 別 損		△6,290
	特 別 損		413
	特 別 損		93
	特 別 損		93
	特 別 損		137
	特 別 損		△2,390
	特 別 損		△2,252
	特 別 損		△3,717

第80期 [平成20年10月1日から
平成21年3月31日まで] 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
株 主 資 本	
資 本 金	
前 期 末 残 高	5 2 2, 4 2 0
当 期 変 動 額	
資 本 金 か ら 特 別 準 備 金 へ の 振 替	△ 3 0 3, 7 6 7
当 期 変 動 額 合 計	△ 3 0 3, 7 6 7
当 期 末 残 高	2 1 8, 6 5 3
特 別 準 備 金	
前 期 末 残 高	-
当 期 変 動 額	
資 本 金 か ら 特 別 準 備 金 へ の 振 替	3 0 3, 7 6 7
利 益 準 備 金 か ら 特 別 準 備 金 へ の 振 替	1 8, 8 4 5
特 別 積 立 金 か ら 特 別 準 備 金 へ の 振 替	7 8, 1 9 8
当 期 変 動 額 合 計	4 0 0, 8 1 1
当 期 末 残 高	4 0 0, 8 1 1
資 本 剰 余 金	
そ の 他 資 本 剰 余 金	
前 期 末 残 高	-
当 期 変 動 額	
自 己 株 式 の 処 分	0
当 期 変 動 額 合 計	0
当 期 末 残 高	0
資 本 剰 余 金 合 計	
前 期 末 残 高	-
当 期 変 動 額	
自 己 株 式 の 処 分	0
当 期 変 動 額 合 計	0
当 期 末 残 高	0
利 益 剰 余 金	
利 益 準 備 金	
前 期 末 残 高	3 2, 4 1 0
当 期 変 動 額	
利 益 準 備 金 か ら 特 別 準 備 金 へ の 振 替	△ 1 8, 8 4 5
剰 余 金 の 配 当	3 0 0
当 期 変 動 額 合 計	△ 1 8, 5 4 5
当 期 末 残 高	1 3, 8 6 5
そ の 他 利 益 剰 余 金	
特 別 積 立 金	
前 期 末 残 高	1 2 9, 2 6 9
当 期 変 動 額	
特 別 積 立 金 か ら 特 別 準 備 金 へ の 振 替	△ 7 8, 1 9 8
特 別 積 立 金 の 積 立	4 0 0
当 期 変 動 額 合 計	△ 7 7, 7 9 8
当 期 末 残 高	5 1, 4 7 0
繰 越 利 益 剰 余 金	
前 期 末 残 高	6, 9 7 7

科 目	金 額
当期変動額	
剰余金の配当	△2,060
特別積立金の積立	△400
当期純損失(△)	△3,717
当期変動額合計	△6,178
当期末残高	799
利益剰余金合計	
前期末残高	168,657
当期変動額	
利益準備金から特別準備金への振替	△18,845
特別積立金から特別準備金への振替	△78,198
剰余金の配当	△1,760
当期純損失(△)	△3,717
当期変動額合計	△102,521
当期末残高	66,135
自己株式	
前期末残高	—
当期変動額	
自己株式の取得	△945
自己株式の処分	0
当期変動額合計	△945
当期末残高	△945
株主資本合計	
前期末残高	691,077
当期変動額	
剰余金の配当	△1,760
当期純損失(△)	△3,717
自己株式の取得	△945
自己株式の処分	0
当期変動額合計	△6,423
当期末残高	684,654
評価・換算差額等	
 その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△1,530
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2,228
当期変動額合計	△2,228
当期末残高	△3,759
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	525
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△96
当期変動額合計	△96
当期末残高	429
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△1,004

科 目	金 額
当 期 変 動 額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 2, 3 2 5
当 期 変 動 額 合 計	△ 2, 3 2 5
当 期 末 残 高	△ 3, 3 2 9
純 資 産 合 計	
前 期 末 残 高	6 9 0, 0 7 3
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△ 1, 7 6 0
当 期 純 損 失 （ △ ）	△ 3, 7 1 7
自 己 株 式 の 取 得	△ 9 4 5
自 己 株 式 の 処 分	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 2, 3 2 5
当 期 変 動 額 合 計	△ 8, 7 4 8
当 期 末 残 高	6 8 1, 3 2 4

個別注記表

平成20年10月1日、商工組合中央金庫（転換前の法人）は株式会社商工組合中央金庫に転換したことから、当事業年度は、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月決算となっております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については当事業年度末前1ヵ月平均に基づいた市場価格、時価のある株式以外のものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物 2年～65年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

5. 繰延資産の処理方法

債券発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠債券払戻損失引当金

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、睡眠債券払戻損失引当金として計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査

委員会報告第25号。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(2)内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

1. 計算書類は、従来、商工組合中央金庫法施行規則に準拠して作成しておりましたが、平成20年10月1日をもって株式会社へ転換したことに伴い、当事業年度からは、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に準拠して作成しております。
2. 従来、地方公共団体等からの預り金については、「公金預金」として計上しておりましたが、当事業年度からは、預金種類に応じて「普通預金」「定期預金」「その他の預金」に含めて表示しております。なお「普通預金」「定期預金」「その他の預金」に含まれる当事業年度末の公金預金の金額は、38,531百万円であります。

追加情報

平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。これにより、資本金が303,767百万円、利益剰余金が97,043百万円減少し、特別準備金が400,811百万円増加しております。

なお、特別準備金は、株式会社商工組合中央金庫法により設けられたもので、次の性格を有しています。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額 4,670百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は136,004百万円、延滞債権額は196,854百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は5,083百万円であります。
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は337,946百万円であります。
 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、403,019百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
- | | |
|-------------|------------|
| 有価証券 | 238,298百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 6,279百万円 |
| 借入金 | 115,334百万円 |
- 上記のほか、為替決済、外為円決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券175,486百万円を差し入れております。
 また、その他の資産のうち保証金・敷金等は、3,224百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、751,505百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が712,523百万円あります。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額 55,728百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 18,596百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,000百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は250,014百万円であります。

13. 1株当たりの純資産額 128円84銭
純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、特別準備金を控除しております。
14. 関係会社に対する金銭債権総額 32,302百万円
15. 関係会社に対する金銭債務総額 6,042百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
- | | |
|----------------------|--------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 152百万円 |
| 役員取引等に係る収益総額 | 8百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 48百万円 |
| その他の取引に係る収益総額 | 355百万円 |
- 関係会社との取引による費用
- | | |
|----------------------|----------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 9百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 124百万円 |
| その他の取引に係る費用総額 | 2,533百万円 |
2. 1株当たり当期純損失金額 1円70銭

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	—	9,449	8	9,441	(注)
合計	—	9,449	8	9,441	

(注) 増加は、子会社からの自己株式の買取に伴い9,385千株を取得したもの及び単元未満株式の買取請求による64千株を取得したものであります。減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成21年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	129	0

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	177,478	178,898	1,419	1,419	—
社債	7,849	7,890	41	41	—
合計	185,327	186,788	1,460	1,460	—

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	14,259	13,241	△1,018	2,443	3,462
債券	1,066,817	1,068,498	1,681	2,541	859
国債	777,121	777,277	155	881	725
地方債	74,624	75,014	390	418	28
社債	215,070	216,206	1,135	1,241	106
その他	36,047	29,055	△6,992	80	7,072
合計	1,117,123	1,110,795	△6,328	5,065	11,394

(注) 1. 貸借対照表計上額は、株式については当事業年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価があるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、596百万円（うち、株式596百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
その他有価証券	532,989	4,874	566

5. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額（平成21年3月31日現在）

	金額（百万円）
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	4,670
その他有価証券	
非上場株式	8,357
債券	251,784
その他の証券	19,360

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額
（平成21年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	277,162	809,654	418,794	—
国債	231,037	310,750	412,968	—
地方債	1,782	73,232	—	—
社債	44,343	425,671	5,826	—
その他	25,897	6,670	15,847	—
合計	303,060	816,324	434,641	—

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	73,966 百万円
退職給付引当金	6,116
その他	12,202
繰延税金資産小計	92,286
評価性引当額	△8,553
繰延税金資産合計	83,733
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	293
子会社株式	933
繰延税金負債合計	1,227
繰延税金資産の純額	82,505 百万円

第80期末(平成21年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	93,068	預 金	3,108,947
コールローン及び買入手形	4,205	譲渡性預金	49,760
買入金銭債権	31,268	債 券	6,405,591
特定取引資産	19,393	コールマネー及び売渡手形	4,207
有価証券	1,557,761	特定取引負債	13,771
貸出金	9,131,334	借入金	274,506
外国為替	7,006	外国為替	28
その他資産	96,123	その他負債	267,646
有形固定資産	45,075	賞与引当金	4,578
建物	16,636	退職給付引当金	20,342
土地	24,754	役員退職慰労引当金	58
リース資産	340	睡眠債券払戻損失引当金	3,471
建設仮勘定	2	その他の引当金	77
その他の有形固定資産	3,341	繰延税金負債	62
無形固定資産	6,757	負ののれん	804
ソフトウェア	5,387	支払承諾	74,290
その他の無形固定資産	1,370	負債の部合計	10,228,145
繰延税金資産	83,697	(純資産の部)	
支払承諾見返	74,290	資本金	218,653
貸倒引当金	△236,721	特別準備金	400,811
		資本剰余金	0
		利益剰余金	66,206
		自己株式	△945
		株主資本合計	684,725
		その他有価証券評価差額金	△3,735
		繰延ヘッジ損益	429
		評価・換算差額等合計	△3,306
		少数株主持分	3,697
		純資産の部合計	685,116
資産の部合計	10,913,262	負債及び純資産の部合計	10,913,262

第80期 [平成20年10月1日から
平成21年3月31日まで] 連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	122,294
資金運用収益	93,211
貸出金利息	83,849
有価証券利息配当金	7,751
コールローン利息及び買入手形利息	76
預け金利息	89
その他の受入利息	1,444
役務取引等収益	5,402
特定取引収益	2,425
その他業務収益	16,847
その他経常収益	<u>4,406</u>
経常費用	128,331
資金調達費用	34,803
預金利息	4,363
譲渡性預金利息	98
債権利息	29,149
コールマネー利息及び売渡手形利息	123
売現先利息	33
債券貸借取引支払利息	31
借入金利息	904
その他の支払利息	98
役務取引等費用	362
特定取引費用	2
その他業務費用	11,413
その他経常費用	39,781
貸倒引当金繰入額	41,968
その他の特損	37,876
その他の特損	<u>4,091</u>
経常特別損失(△)	△6,036
償却債権取立益	58
固定資産処分損失	94
その他の特別損失	<u>3</u>
税金等調整前当期純損失(△)	△6,075
法人税、住民税及び事業税	251
法人税、住民税、事業税、株主優待等	△2,588
当期純損失(△)	△2,336
株主優待等	△19
当期純損失(△)	<u>△3,719</u>

第80期 [平成20年10月1日から
平成21年3月31日まで] 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
株 主 資 本	
資 本 金	
前 期 末 残 高	5 2 2 , 4 2 0
当 期 変 動 額	
資 本 金 か ら 特 別 準 備 金 へ の 振 替	△ 3 0 3 , 7 6 7
当 期 変 動 額 合 計	△ 3 0 3 , 7 6 7
当 期 末 残 高	2 1 8 , 6 5 3
特 別 準 備 金	
前 期 末 残 高	-
当 期 変 動 額	
資 本 金 か ら 特 別 準 備 金 へ の 振 替	3 0 3 , 7 6 7
利 益 剰 余 金 か ら 特 別 準 備 金 へ の 振 替	9 7 , 0 4 3
当 期 変 動 額 合 計	4 0 0 , 8 1 1
当 期 末 残 高	4 0 0 , 8 1 1
資 本 剰 余 金	
前 期 末 残 高	-
当 期 変 動 額	
自 己 株 式 の 処 分	0
当 期 変 動 額 合 計	0
当 期 末 残 高	0
利 益 剰 余 金	
前 期 末 残 高	1 6 8 , 7 3 0
当 期 変 動 額	
利 益 剰 余 金 か ら 特 別 準 備 金 へ の 振 替	△ 9 7 , 0 4 3
剰 余 金 の 配 当	△ 1 , 7 6 0
当 期 純 損 失 (△)	△ 3 , 7 1 9
当 期 変 動 額 合 計	△ 1 0 2 , 5 2 4
当 期 末 残 高	6 6 , 2 0 6
自 己 株 式	
前 期 末 残 高	-
当 期 変 動 額	
自 己 株 式 の 取 得	△ 9 4 5
自 己 株 式 の 処 分	0
当 期 変 動 額 合 計	△ 9 4 5
当 期 末 残 高	△ 9 4 5
株 主 資 本 合 計	
前 期 末 残 高	6 9 1 , 1 5 0
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△ 1 , 7 6 0
当 期 純 損 失 (△)	△ 3 , 7 1 9
自 己 株 式 の 取 得	△ 9 4 5
自 己 株 式 の 処 分	0
当 期 変 動 額 合 計	△ 6 , 4 2 5
当 期 末 残 高	6 8 4 , 7 2 5

科 目	金 額
評 価 ・ 換 算 差 額 等	
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
前 期 末 残 高	△ 1, 5 3 0
当 期 変 動 額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 2, 2 0 5
当 期 変 動 額 合 計	△ 2, 2 0 5
当 期 末 残 高	△ 3, 7 3 5
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
前 期 末 残 高	5 2 5
当 期 変 動 額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 9 6
当 期 変 動 額 合 計	△ 9 6
当 期 末 残 高	4 2 9
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
前 期 末 残 高	△ 1, 0 0 4
当 期 変 動 額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 2, 3 0 1
当 期 変 動 額 合 計	△ 2, 3 0 1
当 期 末 残 高	△ 3, 3 0 6
少 数 株 主 持 分	
前 期 末 残 高	7, 1 5 3
当 期 変 動 額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 3, 4 5 5
当 期 変 動 額 合 計	△ 3, 4 5 5
当 期 末 残 高	3, 6 9 7
純 資 産 合 計	
前 期 末 残 高	6 9 7, 2 9 9
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△ 1, 7 6 0
当 期 純 損 失 (△)	△ 3, 7 1 9
自 己 株 式 の 取 得	△ 9 4 5
自 己 株 式 の 処 分	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 5, 7 5 7
当 期 変 動 額 合 計	△ 1 2, 1 8 2
当 期 末 残 高	6 8 5, 1 1 6

連結注記表

平成20年10月1日、商工組合中央金庫（転換前の法人）は株式会社商工組合中央金庫に転換したことから、当連結会計年度は、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月決算となっております。

I 連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、株式会社商工組合中央金庫法第23条第2項、株式会社商工組合中央金庫法施行令第7条第2項及び同条第3項に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 7社

会社名

八重洲商工株式会社
株式会社商工中金情報システム
商工サービス株式会社
株式会社日本商工経済研究所
日本商工リース株式会社
商中カード株式会社
八重洲興産株式会社

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 3社

会社名

八重洲緑関連事業協同組合
商中第1号投資事業組合
商中第2号投資事業組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 3社

会社名

八重洲緑関連事業協同組合
商中第1号投資事業組合
商中第2号投資事業組合

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 7社

4. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

5. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

5年間の定額法により償却を行っております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

II 会計処理基準に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のある株式については当連結会計年度末前1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当金庫の有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年～65年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、睡眠債券払戻損失引当金として計上しております。

10. その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、商品の引き換えに備えるために、その引当見込額を計上した販売促進引当金及び将来のキャッシング利息返還損失見込額を一括計上した利息返還損失引当金であります。

11. 外貨建資産・負債の換算基準

当金庫並びに国内の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

12. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 為替変動リスク・ヘッジ

当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(2) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社及び子法人等の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

13. 消費税等の会計処理

当金庫並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。これにより、資本金が303,767百万円、利益剰余金が97,043百万円減少し、特別準備金が400,811百万円増加しております。

なお、特別準備金は、株式会社商工組合中央金庫法により設けられたもので、次の性格を有しています。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資を除く)1,280百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は136,007百万円、延滞債権額は196,906百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は5,083百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は338,001百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は403,019百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 238,298 百万円

その他資産 695 百万円

担保資産に対応する債務

預金 6,279 百万円

借入金 115,784 百万円

その他負債 199 百万円

上記のほか、為替決済、外為円決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 175,486 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金・敷金等は、3,306百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、753,102 百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が714,120 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 88,199百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額 18,596百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,000百万円が含まれております。

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は250,014百万円であります。

13. 1株当たりの純資産額 128円89銭

純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、特別準備金を控除しております。

14. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△116,525百万円
年金資産（時価）	65,893
未積立退職給付債務	△50,631
未認識数理計算上の差異	33,649
連結貸借対照表計上額の純額	△16,982
前払年金費用	3,360
退職給付引当金	△20,342

(連結損益計算書関係)

1. 1株当たり当期純損失金額 1円70銭

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数(注1)	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	5,224,202	—	3,037,671	2,186,531	(注2)
合計	5,224,202	—	3,037,671	2,186,531	
自己株式					
普通株式	—	9,449	8	9,441	(注3)
合計	—	9,449	8	9,441	

(注)1. 前連結会計年度末の株式数(千株)は出資口数(千口)と読み替えます。

(注)2. 転換前の政府の出資(4,053,671千口)から特別準備金となるものを除いた出資(1,016,000千口)の1口に対して、転換後の法人の株式1株を割り当てました。

(注)3. 増加は、子会社からの自己株式の買取に伴い9,385千株を取得したもの及び単元未満株式の買取請求による64千株を取得したものであります。減少は単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	出資の種類	配当金の総額	1口当たり の金額	基準日	効力発生日
平成20年12月16日 定時株主総会	普通出資 (組合分)	1,760百万円	1.5円	平成20年9月29日	平成20年12月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの金額	基準日	効力発生日
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	508百万円	利益剰余金	0.5円(注1)	平成21年 3月31日	平成21年6月23日 定時株主総会及び 主務大臣認可後 (注2)
	普通株式 (政府以外分)	1,741百万円		1.5円		

(注)1. 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

(注)2. 株式会社商工組合中央金庫法第49条に基づき、剰余金の配当その他剰余金の処分の決議は、主務大臣の認可によりその効力を生じます。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成21年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	129	0

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	177,478	178,898	1,419	1,419	—
社債	7,849	7,890	41	41	—
合計	185,327	186,788	1,460	1,460	—

(注)1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	14,295	13,317	△977	2,485	3,462
債券	1,066,817	1,068,498	1,681	2,541	859
国債	777,121	777,277	155	881	725
地方債	74,624	75,014	390	418	28
社債	215,070	216,206	1,135	1,241	106
その他	36,047	29,055	△6,992	80	7,072
合計	1,117,160	1,110,872	△6,287	5,106	11,394

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額等により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価があるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、596百万円（うち、株式596百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成20年10月1日至平成21年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	532,997	4,877	566

5. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額（平成21年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	8,498
債券	251,792
その他の証券	20,599

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成21年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	277,170	809,654	418,794	—
国債	231,037	310,750	412,968	—
地方債	1,782	73,232	—	—
社債	44,351	425,671	5,826	—
その他	25,897	6,670	15,847	—
合計	303,068	816,324	434,641	—

第80期

平成20年10月1日から
平成21年3月31日まで

附属明細書

平成21年5月25日作成
平成21年5月25日備付

住所 東京都中央区八重洲2-10-17
株式会社 商工組合中央金庫
代表取締役 関 哲夫

1 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	償却 累計額	償却 累計率
有形固定資産							
建物	16,152	931	338	693	16,052	48,816	75.25%
土地	24,303	—	19	—	24,283	—	—%
リース資産	2,575	292	19	595	2,253	1,137	33.55%
建設仮勘定	—	2	—	—	2	—	—%
その他の有形 固定資産	1,056	244	9	145	1,145	5,774	87.94%
有形固定資産計	44,087	1,470	386	1,433	43,737	55,728	56.22%
無形固定資産							
ソフトウェア	5,272	1,328	—	1,121	5,478	12,077	68.79%
その他の無形 固定資産	1,306	526	494	0	1,337	153	94.87%
無形固定資産計	6,578	1,855	494	1,122	6,816	12,231	69.03%

(注) 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載しています。

(2) 債券発行高

(単位：百万円)

債券の種類	当期首 残高	当期末 残高	当期増減(△) 高
利付債(5年債)	3,505,559	3,375,461	△130,097
うち政府引受	25,100	20,000	△5,100
利付債(1年債)	346,200	344,000	△2,200
利付債(3年債)	1,610,400	1,632,900	22,500
利付債(7年債)	25,400	25,400	—
利付債(10年債)	114,600	129,300	14,700
割引債	1,018,346	898,649	△119,697
合計	6,620,506	6,405,711	△214,795
うち政府引受	25,100	20,000	△5,100

(注) 政府保証債は発行しておりません。

割引債券の当期首残高の額面金額は、1,020,527百万円、当期末残高の額面金額は、900,294百万円であります。

(3) 引当金

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	計上理由 及び算定方法
			目的使用	その他		
貸倒引当金	231,613	101,329	34,132	63,794	235,015	
一般貸倒引当金	63,794	63,843	—	63,794	63,843	
個別貸倒引当金	167,819	37,486	34,132	—	171,172	
賞与引当金	4,430	4,370	4,430	—	4,370	
役員退職慰勞引当金	—	15	—	—	15	
睡眠債券 払戻損失引当金	3,678	1,397	1,604	—	3,471	
計	239,721	107,112	40,167	63,794	242,872	

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、洗替による戻入 63,794 百万円であります。

(4) 資本金と準備金

(単位：百万円)

区 分	当 期 首 残 高	当 期 末 残 高	当 期 増 減 (△) 高
資 本 金	522,420	218,653	△303,767
特 別 準 備 金	—	400,811	400,811
利 益 準 備 金	32,410	13,865	△18,545

(5) 営業経費

(単位：百万円)

区 分	金 額
給 料 ・ 手 当	19,343
退 職 給 付 費 用	2,941
福 利 厚 生 費	153
減 価 償 却 費	2,555
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	2,374
営 繕 費	1,280
消 耗 品 費	527
給 水 光 熱 費	408
旅 費	364
通 信 費	536
広 告 宣 伝 費	307
諸 会 費 ・ 寄 付 金 ・ 交 際 費	388
租 税 公 課	1,114
そ の 他	6,923
計	39,220

2 事業報告に関する事項

(1) 会社役員の内兼任の状況

区 分	氏 名	兼 務 会 社 名	役 職	摘 要
取締役	山口 信夫	旭化成株式会社 アサヒビール株式会社 日本テレビ放送網株式会社 日本商工会議所 東京商工会議所	代表取締役会長 取締役(社外取締役) 取締役(社外取締役) 名誉会頭 名誉会頭	
監査役	多比羅 誠	ひいらぎ総合法律事務所 グローウェルホールディングス 株式会社	弁護士 監査役(社外監査役)	

独立監査人の監査報告書

平成21年5月14日

株式会社商工組合中央金庫
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐々木 貴 司 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 大 木 一 昭 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 小 林 尚 明 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫の平成20年10月1日から平成21年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成21年5月14日

株式会社商工組合中央金庫
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大 木 一 昭 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小 林 尚 明 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫の平成20年10月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（業務の適正を確保する体制）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

三 業務の適正を確保する体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該体制に関する取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月19日

株式会社商工組合中央金庫 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 白須 光美 ⑩

常勤監査役 園田 邦一 ⑩

監査役 大橋 清 ⑩

監査役（社外監査役） 多比羅 誠 ⑩